

二宮町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 27,424	千円 10,129,981	千円 370,581	千円 2,276,299	% 21.3	% 21.3

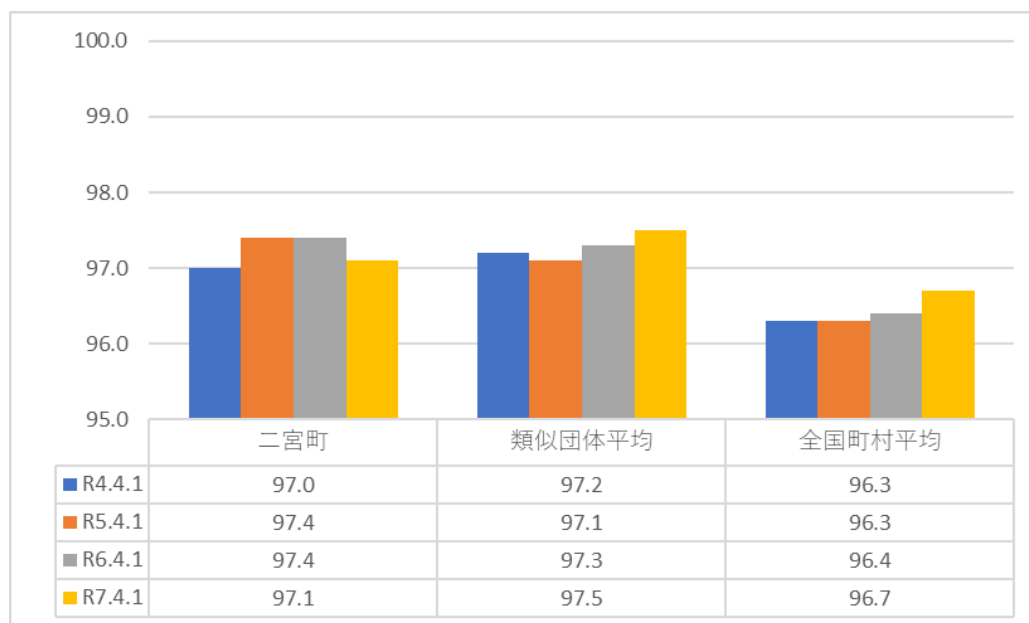
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 212	千円 822,476	千円 270,630	千円 341,900	千円 1,435,006	千円 6,769	千円 5,979

(注)

- 職員手当には退職手当を含まない。
- 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)

- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③に該当しない。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和 6年度	円 399,951	円 389,133	10,818円 (2.78%)	% 2.78	% 2.78	% 2.76

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和 6年度	月 4.60	月 4.50	月 0.10	月 0.10	月 4.60	月 4.60

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準 11.0%に対し、二宮町においても 11.0%を支給
(実施時期) 令和 7 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和 7 年 4 月 1 日時点は 10.0%、令和 8 年 4 月 1 日からは 11.0%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合					
	令和 3 年度の支給率	令和 4 年度の支給率	令和 5 年度の支給率	令和 6 年度の支給率	令和 7 年度の支給率	令和 8 年度の支給率
国基準による支給率	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	10.0%	11.0%
二宮町の支給率	4.5%	6.0%	6.0%	6.0%	10.0%	11.0%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和 7 年 4 月 1 日実施)

(6) 特記事項

特記事項はありません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
二宮町	41.2歳	318,732円	442,568円	390,465円
神奈川県	42.5歳	329,834円	445,821円	391,360円
国	41.9歳	332,237円	- 円	414,480円
類似団体	41.3歳	317,183円	385,375円	353,947円

(注)

1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 (A/B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額	
二宮町	54.3歳	4人	303,425円	393,164円	340,491円	-	- 歳	- 円	-
うち 学校作業員	56.0歳	3人	307,800円	414,428円	344,197円	用務員	- 歳	- 円	-
うち 給食調理員	47.0歳	1人	290,300円	329,373円	329,373円	調理師	- 歳	- 円	-
神奈川県	52.8歳	246人	300,781円	366,905円	347,575円	-	- 歳	- 円	-
国	51.3歳	-人	294,567円	- 円	337,907円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	51.9歳	-人	300,025円	336,084円	321,797円	-	- 歳	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（令和5年～令和6年の3カ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		二宮町	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	232,000円	232,000円	232,000円
	高校卒	206,700円	200,300円	200,300円
技能労務職	高校卒	211,500円	205,000円	-円
	中学卒	198,200円	198,200円	-円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和7年4月1日現在)

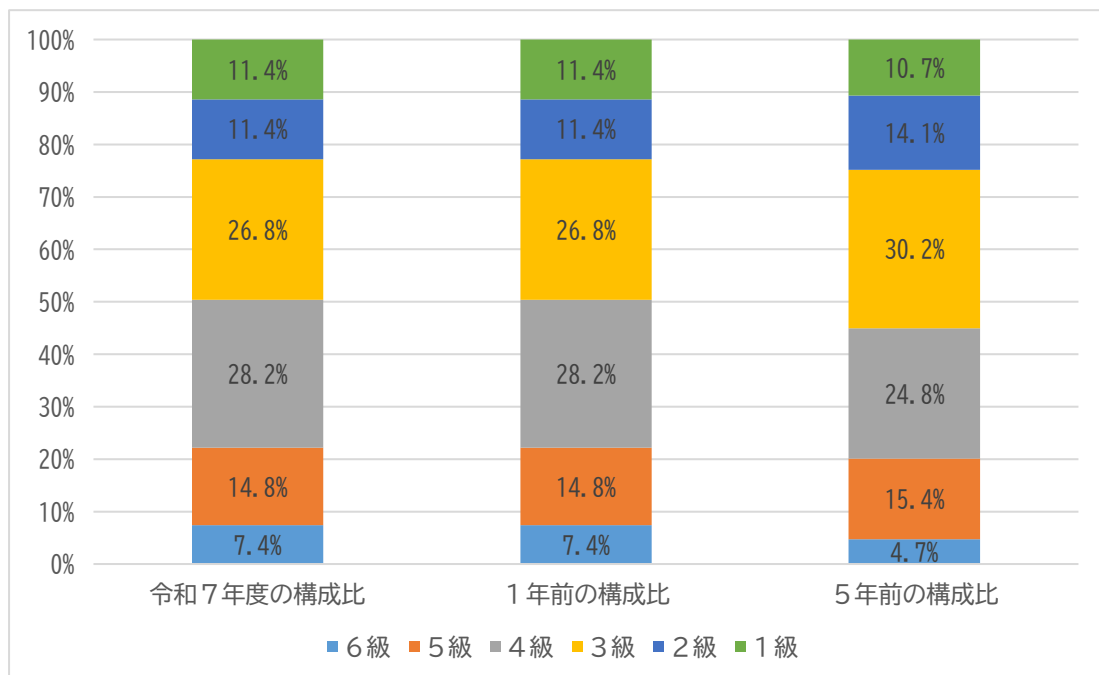
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	285,062円	363,004円	383,138円	396,262円
	高校卒	279,450円	320,514円	382,166円	404,942円
技能労務職	高校卒	-円	-円	389,900円	301,500円
	中学卒	-円	-円	-円	-円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

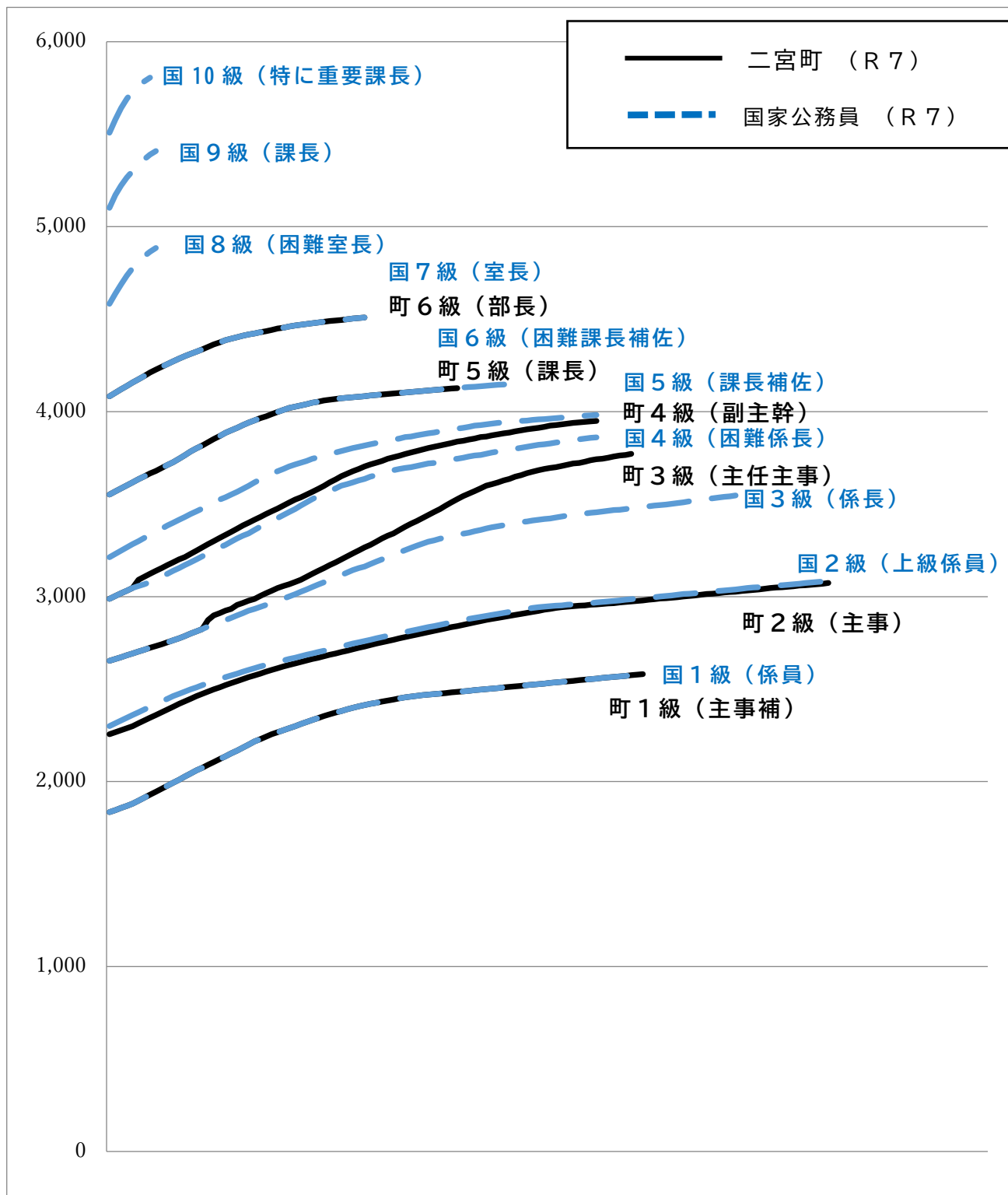
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長 参事	9人	6.0%	420,700円	463,000円
5級	課長 主幹	23人	15.3%	366,800円	427,000円
4級	副主幹	43人	28.7%	309,800円	405,800円
3級	主査 主任主事	38人	25.3%	276,300円	387,700円
2級	主事	18人	12.0%	237,600円	315,700円
1級	主事補	19人	12.7%	195,800円	268,300円

- (注) 1 二宮町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）

(百円)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（二宮町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
□. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和7年4月1日現在）※令和6年度実績

二宮町	神奈川県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,463千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,867千円	-
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.500月分 勤勉手当 2.100月分 （1.400）月分（1.000）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.500月分 勤勉手当 2.100月分 （1.400）月分（1.000）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.500月分 勤勉手当 2.100月分 （1.400）月分（1.000）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 6～14%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階加算 5～20% 管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階加算 5～20% 管理職加算 10～20%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（二宮町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）※令和6年度実績

二宮町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 （定年前早期退職者特別措置 2～20%加算）			その他の加算措置 （定年前早期退職者特別措置 2～45%加算）		
1人当たり平均支給額 4,570千円 20,608千円					

（注）

1 職員手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）※令和6年度実績

支給実績（令和6年度決算）		52,668千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		238,315円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
町内全域	10.0%	全職員	10.0%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）※令和6年度実績

支給実績（令和6年度決算）		1,301千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		19,404円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		28.63%		
手当の種類（手当数）		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算） 千円	左記職員に対する 支給単価
徴収手当	町税の滞納整理（臨戸徴収）及び滞納処分に従事した職員に対して支給		8	日額250円
感染症のまん延防止作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者の入院又は、まん延防止作業を要する感染症の病原体を有し、若しくは疑いのある物件に接触する業務に従事した職員に支給		0	日額250円
災害出動手当	二宮町消防本部及び消防署に所属する職員が、火災その他の災害に出動したときに支給		46	出動1回につき250円
救急出動手当	消防職員が救急救助事故等に出動し、被救助者の救出救助に従事したときに支給		939	救急救命士 出動1回につき400円 （ただし、救急救命士法に基づく処置を行わなかった場合、150円） 救急救命士以外の救急隊員 出動1回につき150円
災害応急作業等 手当	巡回巡視、応急作業、災害対応業務に従事したときに支給		308	日額710円から1,080円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	83,760千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	542千円
支給実績（令和4年度決算）	83,760千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和4年度決算）	484千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在) ※令和6年度実績

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ 父母等 6,500円 配偶者以外の扶養親族 ・ 満16歳の年度当初から満22歳の年度末までの子1人当たり加算 5,000円 	同じ	-	千円 23,074	円 221,866
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家の場合 28,000円 (28,000円未満のときは、支払っている家賃の額) 	同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借家の場合家賃16,000円を超える場合、家賃に応じて28,000円限度に支給 	千円 17,746	円 322,653
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関利用者 (最高限度額) 30,000円 ・ 交通用具使用者 2㌦以上から60㌦以上まで13段階 2,200円～24,500円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通用具使用者 2㌦以上から60㌦以上まで13段階 2,000円から24,500円 	千円 16,695	円 102,425
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主幹級以上の職員の給料月額に14/100～19/100を乗じた額 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務に応じて定められた額 	千円 34,268	円 815,894
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に、勤務時間1時間につき勤務時間1時間当たり給料額に135/100を乗じた額を支給 	同じ	-	千円 13,717	円 258,816
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務する職員に、勤務した全時間につき勤務時間1時間当たり給料額に25/100を乗じた額を支給 	同じ	-	千円 2,258	円 62,731
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務1回につき 5,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務1回につき4,200円 	千円 1,221	円 11,411

5 特別職の報酬等の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町長	766,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000円 / 565,500円	
	副町長	632,000円	760,000円 / 518,500円	
	教育長	581,000円	- 円 / - 円	
報 酬	議 長	382,000円	499,000円 / 252,000円	
	副 議 長	299,000円	430,000円 / 202,000円	
	議 員	283,000円	400,000円 / 174,000円	
期 末 手 当	町長	(令和6年度支給割合) 4.10月分		
	副町長	4.10月分		
	教育長	4.10月分		
	議 長	(令和5年度支給割合) 4.40月分		
	副 議 長	4.40月分		
	議 員	4.40月分		
退 職 手 当	町長	(算定方式) $766,000円 \times 在職月数 \times 37.5/100$	(1期の手当額) 13,788,000円	(支給時期) 任期毎に支給
	副町長	$632,000円 \times 在職月数 \times 37.5/100$	7,584,000円	任期毎に支給
	教育長	$581,000円 \times 在職月数 \times 37.5/100$	5,577,000円	任期毎に支給
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

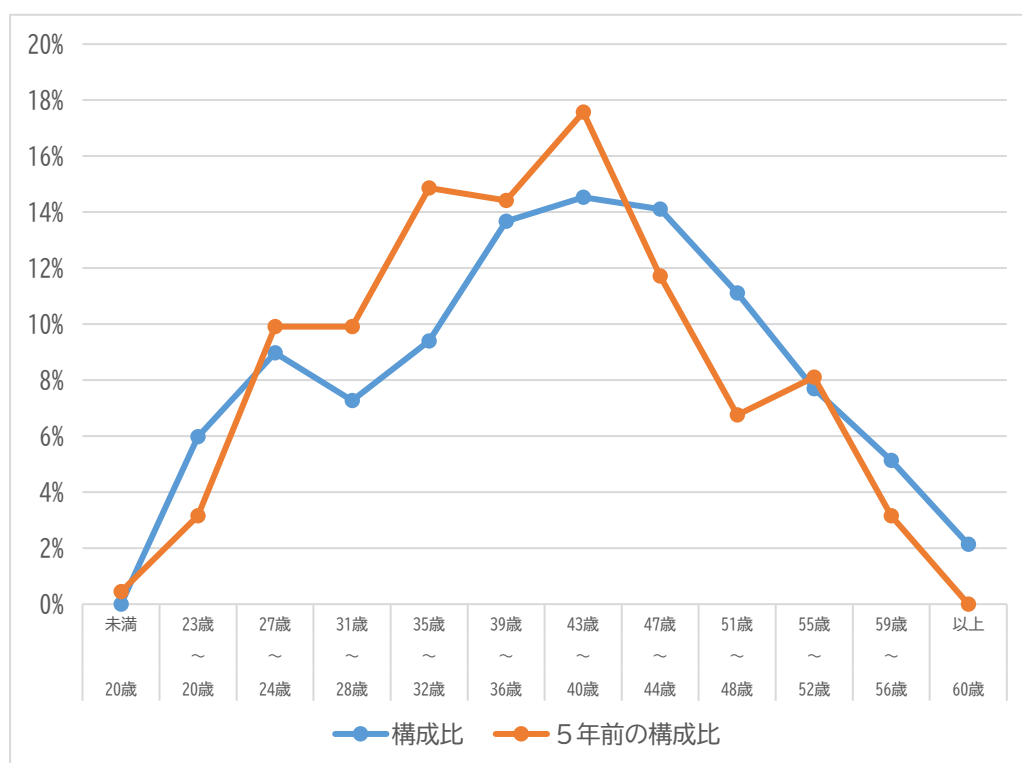
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令 和 7 年	令 和 6 年		
一般行政部門	議 会	3 [-]	3 [-]	- [-]	機構改革に伴う増員
	総 務	60 [2]	55 [2]	5 [-]	
	税 務	10 [-]	10 [-]	- [-]	
	農林水産	7 [-]	7 [-]	- [-]	
	商 工	3 [-]	3 [-]	- [-]	機構改革に伴う減員
	土 木	10 [-]	12 [-]	▲2 [-]	
	民 生	26 [1]	26 [-]	- [1]	
	衛 生	21 [-]	22 [-]	▲1 [-]	機構改革に伴う減員
小 計	140 [3]	138 [2]	2 [-]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 約 51.29人	
特別行政部門	教育部門	25 [1]	25 [1]	- [-]	退職に伴う減員
	消防部門	48 [-]	49 [-]	▲1 [-]	
	小 計	213 [1]	212 [1]	▲1 [-]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 約 78.03人
公営企業等会計部門	下 水 道	7 [-]	7 [-]	- [-]	
	そ の 他	14 [-]	14 [-]	- [-]	
	小 計	21 [-]	21 [-]	- [-]	
合 計	234 [4] 【241】	233 [3] 【241】	1 [1]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 約 89.02人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除く。
- 2 []内は、短時間勤務職員(再任用)であり、外数です。
- 3 一般行政部門とは、特別行政部門、企業等会計部門以外の部門です。特別行政部門とは、教育、消防の部門です。企業等会計部門とは、下水道等の部門です。
- 4 【 】内は条例で定められた定数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	14人	21人	17人	22人	32人	34人	33人	26人	18人	12人	5人	234人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年 度						過去5年間の増減数 (率)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
一般行政	132	130	131	135	138	140	8 (1.5%)
教育	26	22	24	25	25	25	- (▲1.0%)
消防	45	46	47	48	49	48	3 (1.6%)
普通会計計	203	198	202	208	212	213	10 (1.2%)
公営企業等会計計	19	21	21	21	21	21	3 (2.5%)
総合計	222	219	223	229	233	234	2 (1.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体によっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。